



# 山形県公報

令和2年8月28日(金)

号 外 (26)

## 目 次

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○南陽市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立ての裁決…………… 1

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第51号

令和2年3月22日執行の南陽市議会議員選挙における当選の効力に関し、南陽市若狭郷屋848番地の22山口裕昭から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

令和2年8月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

裁 決 書

山形県南陽市若狭郷屋848番地の22

審査申立人 山 口 裕 昭

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和2年5月29日付けで提起された令和2年3月22日執行の南陽市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

#### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

#### 審査の申立ての趣旨及び理由

##### 1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における当選人小松武美（以下「当選人」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、南陽市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が令和2年5月13日付けで、異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行ったので、原決定を不服として、同年5月29日付けで当委員会に対し、原決定を取り消し、当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めるといものである。

##### 2 審査の申立ての理由

申立人は、当選人は令和元年12月22日以前から引き続き3箇月以上南陽市内に住所を有しておらず、本件選挙の被選挙人たる資格を有していないことは明らかであるから、当選人の当選を有効とした原決定を取り消し、本件選挙における当選人の当選を無効とすべきであるとしている。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- (1) 当選人が山形県南陽市小岩沢41番地の15（以下「南陽市宅」という。）に令和元年11月24日から住み始めた事実及び家具家電等を新規購入した事実等について、客観的な証拠が示されておらず、当選人の証言のみに基づいた恣意的な事実認定が市委員会によりなされている。
- (2) 山形県東置賜郡高島町大字相森199番地の15（以下「高島町宅」という。）に当選人の妻が住み続け住宅の管理を行っている事実等について、客観的な証拠が示されておらず、当選人の証言のみに基づいた恣意的な事実認定が市委員会によりなされている。

- (3) 高島町宅の水道使用量について、令和元年10月に結婚したとされる当選人の長男がどの程度高島町宅に居住等をしたのか不明であることや当選人が南陽市へ転入後も週末は高島町宅で過ごしていたとされていることから、令和元年12月から令和2年3月までの1箇月あたりの水道使用量15㎡は、総務省家計調査報告をもとに水道使用量を算定した調査において2人世帯の場合約18㎡、3人世帯の場合約23㎡であることから、少なすぎるきらいがある。また、冬期の未検針期間があり、令和元年12月から令和2年3月までの4箇月間の総量しか示されておらず、令和元年12月22日から3箇月間の使用量が全期間を通じ減少しているか否かは不明である。
- (4) 高島町宅の電気使用量について、暖冬により機器の使用頻度が少なかったことや住宅の屋根に太陽光パネルが設置されていることから、日照日数及び時間等が例年よりも多かったことから減少しているものであり、当選人が不在であったことを裏付ける証拠とはならない。
- (5) 高島町宅の近隣住民からの聞き取り調査について、市委員会が行った聞き取り調査では、当選人の自動車は昨年の秋以降、高島町宅に駐車しているのを見なくなり、当選人が離婚したのではないかと思っている住民が複数いると記載されているが、申立人が行った高島町宅の近隣住民からの聞き取り調査では、高島町宅周辺の家は、お互いに近所付き合いがほとんどないので、当選人が普段いるかいないか分からないとの証言を得ており、市委員会が行った調査内容と著しくかい離があり、中立的かつ十分な調査がなされたか否か極めて不透明である。
- (6) 生計を一にする配偶者の居住場所については、「生活の本拠」を判断する上で重要な要素の一つである。当選人の妻の生活費は、当選人がすべて負担しており、食料品や日用品等の買い物も当選人が行っている。原決定では、生活の本拠を判断する上で重要な要素の一つである生計を一にする配偶者の居住場所が判断に影響しないかの検討及び説明を全くしていない。
- (7) 南陽市宅の水道使用量について、令和元年度の冬期4箇月間の水道使用量は1箇月あたり約11㎡であり、総務省家計調査報告を基に水道使用量を算定した調査における2人世帯の場合の約18㎡と比較してもかなり少ない数字となっている。また、冬期の未検針期間があり令和元年11月23日から令和2年3月30日までの4箇月間の総量しか示されておらず、令和元年12月22日から3箇月間の使用量が全期間を通じ増加しているか否かは不明である。
- (8) 南陽市宅の電気使用量について、令和2年1月の電気使用量が前年と比較して減少していることは、居住者が増えたことと真っ向から矛盾する。
- (9) 南陽市宅の灯油購入量について、月別の数量が不明であるとともに、申立人が南陽市内の灯油販売店に確認したところ、市内の独居老人宅における冬期間の標準的な灯油使用量は約400ℓとのことであり、比較対象としている平成30年度の灯油購入実績が204.3ℓと極めて少なく不自然である。
- (10) 南陽市宅における現地検証について、市委員会が衣類、寝具、パーソナルコンピューター等があり、「日常的に使用している感じが見られた」と判断していることに関しては、主観による判断であり、客観的根拠に欠ける。
- (11) 南陽市宅の近隣住民からの聞き取り調査について、市委員会が行った聞き取り調査では、「当選人が自動車を運転する姿を毎日のように見ていた」等と記載されているが、申立人が行った南陽市宅の近隣住民からの聞き取り調査では、「3月以前に見かけたことはない」、「頻繁ではないが、何度か見かけた」等との証言を得ており、市委員会が行った調査結果は不十分かつ不明確である。
- (12) 高島町宅の外観は、かなりのこだわりを持ち相応の建築費を費やしたことが伺え、まさに夫婦で暮らす「終の棲家」として建てられたものであることが一見して明白である。
- (13) 市委員会に対し、異議の申出の際、当選人の退職後のATM利用場所の特定と銀行口座の住所変更の有無、運転免許証の住所変更手続き及び車庫証明の取得申請の有無、郵便局への住所変更届の有無、携帯電話の住所変更手続きの有無等について調査を求めたが、調査は行われなかった。

#### 争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項には、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定され、また、同じく法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3箇月以上、すなわち、少なくとも、令和元年12月22日から令和2年3月22日までの間（以下「本件期間」という。）、南陽市内に住所を有していたか否かが争点である。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。

また、本件審査の申立ての利害関係人である当選人を参加人として審査に参加させ、意見書を徴するとともに、申立人からの申立てによる口頭意見陳述を実施し、市委員会及び参加人に対し質問を行い、関係場所の検証を行うなど慎重に審査を行った。

その結果は、次のとおりである。

## 1 住所認定についての解釈

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されている。特に「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）であって、住所の認定に当たっては、「その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解す」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）ものとされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

また、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

## 2 審査の申立てに対する市委員会の弁明

審査の申立てに対する市委員会の弁明を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 申立人は、当選人の住所認定に当たり、客観的な証拠が示されておらず、当選人の証言にのみ基づいた恣意的な事実認定がなされていると主張するが、市委員会の事実認定は、当選人及び関係者等からの証言や市委員会での聞き取り調査、また、当選人から提出された証明書等の各事実により合理的になされたものであり、恣意的な事実認定はしていない。
- (2) 当選人の長男は、令和元年10月に結婚するまでは高島町宅で生活しており、結婚後は南陽市内のアパートで妻と暮らしている旨、高島町宅の検証時に当選人の妻から確認している。
- (3) 高島町宅の水道使用量について、冬期の未検針期間があるが未検針期間の月平均の使用量は15㎡であり前年同期の使用量20.5㎡より減少しており、申立人が示した総務省家計調査報告の結果を引用したとしても、2人世帯の平均使用量18㎡より少なく、当選人の妻1人だけで住んでいることの見込みとなり得る。
- (4) 高島町宅の電気使用量について、前年同期の使用量と比較して20%減少しており暖冬のみが原因と判断することは合理性がない。
- (5) 高島町宅の近隣住民からの聞き取り調査について、申立人の調査は1軒だけであるが、市委員会の調査では7軒の住民から聞き取り調査を行っている。
- (6) 申立人は、市委員会は生活の本拠を判断する上で生計を一にする配偶者の居住場所が判断に影響しないかの検討及び説明を全くしていないと主張するが、当選人の妻は家庭の事情もあり、南陽市宅に住む考えがない。
- (7) 南陽市宅の水道使用量について、当選人の母は、当選人が南陽市宅に転入する前は2日に1度入浴していたが、当選人が転入後は毎日入浴していると証言しており、冬期の未検針期間があるとしても過去3年間の未検針期間の月平均の使用量より4.2㎡多くなっていることから、当選人が南陽市宅を生活の本拠としている事実認定の根拠となる。
- (8) 南陽市宅の電気使用量について、令和元年11月から令和2年1月までは暖冬の影響から電気の使用が少なかったと当選人が証言していることなどから、令和元年11月から令和2年1月までの電気使用量が減少したことを捉えて、当選人が南陽市宅を生活の本拠にしていないとまでは言い切れない。
- (9) 南陽市宅の灯油購入量について、灯油タンクがある家庭ではタンクが満タンになるまで灯油を購入し、それを使用するのが通常であり、平成30年度については12月に灯油を購入しタンクを満タンにして冬を越すことができたことと判断され、申立人が主張する独居老人宅の冬期間の標準的な灯油使用量400ℓであることの証明でもある。また、当選人が令和2年1月にFF式ファンヒーターを購入し、実母との生活の中で使用したことなどから、令和元年12月に2010ℓ、令和2年2月に3480ℓ購入し前年と比べて増加したと判断される。
- (10) 南陽市宅における現地検証では、衣類、寝具、パーソナルコンピューター等だけでなく、ゴルフバッグ、ドライバー、フィットネスバイクなどの私物も置かれていたことから、当選人が生活しているものと判断され

る。

(11) 南陽市宅の近隣住民からの聞き取り調査について、当選人と通勤時間帯が同じである近隣住民から通勤する姿を毎日のように見ていたという証言や子ども見守り隊隊員から当選人が運転する自動車を令和元年11月末ごろからほぼ毎日見ているとの証言を得ている。また、申立人の調査は2人程度の証言と推察されるが、市委員会では10名の住民から聞き取り調査を行っている。

(12) 申立人が調査を求めた当選人の退職後のATM利用場所の特定等については、調査の必要性がないものと判断した。

### 3 市委員会の弁明に対する申立人の反論

市委員会の弁明に対する申立人の反論を要約すれば、次のとおりである。

(1) 南陽市宅の電気使用量について、居住人数が増加し、それまで使用されていなかった部屋を使用しているのに、暖冬のみが原因で令和元年11月から令和2年1月の使用量が前年同期比で減少しているのは明らかに不自然である。

(2) 南陽市宅の水道使用量について、冬期の未検針期間があり5箇月間の平均使用量であることから令和元年12月22日から引き続き3箇月間使用量が増加していたことを示す証拠とはならない。

(3) 南陽市宅の灯油購入量について、市委員会は平成30年12月にホームタンクを満タンにして一冬過ごした事実は、独居老人宅の冬期間の標準的な灯油使用量約400ℓとの申立人の主張と整合すると主張するが、そうであるとすれば、春までにホームタンクは空になっており、令和元年12月に201ℓ購入するまでの間、風呂を沸かすことも暖を取ることも不可能な状態であったことになる。

(4) 高島町宅の水道使用量について、冬期の未検針期間の月平均の使用量は15 $\text{m}^3$ であり、前年同期の使用量は20.5 $\text{m}^3$ であり平均水道使用量の差は5.5 $\text{m}^3$ である。総務省家計調査報告の結果によれば、2人世帯の月平均水道使用量は18 $\text{m}^3$ 、3人世帯の月平均水道使用量は23 $\text{m}^3$ であり、その差は5 $\text{m}^3$ である。この時期当選人の長男は高島町宅に同居していなかったことから、当選人の長男1人が減少した2人世帯であったと言える。

(5) 高島町宅の電気使用量について、当選人の長男が同居していなかったことも減少の大きな理由となり得る。また、暖冬により暖房器具の使用頻度が減少したことの他に、日照時間が増えたことにより、高島町宅の太陽光発電の発電量が増えたことも電気使用量の減少の理由となり得る。

(6) 高島町宅の近隣住民からの聞き取り調査について、原決定では、当選人の自動車は昨年秋以降、高島町宅に駐車しているのを見なくなり、当選人が離婚したのではないかと考えている住民が複数いると記載されているが、当選人の自動車がどのような自動車であるか認識していたか否か不明であり、令和元年10月頃に家を出た当選人の長男の自動車のことを指している可能性が高い。また、当選人は、週末には高島町宅に帰り、選挙期間中は昼食を高島町宅で取ることもあったことから、自動車が家の前に停められていたはずであり、自動車を「見なくなった」や、そのために「離婚したのではないかと思った」という証言が得られたとし、事実認定の根拠として使用するのとは極めて不適切である。

(7) 南陽市宅の近隣住民からの聞き取り調査について、通勤時間帯が同じである近隣住民が、自動車で通勤する当選人を毎日のように見ていたということであるが、自動車同士が短い距離の間で一緒になる確率は非常に低く、毎日見かけるといふこと自体極めて不自然である。また、当選人が南陽市役所に勤務していたのは、令和2年1月31日までであり、同年2月1日以降近隣住民は、それまでの通勤時間に通勤する当選人を見ていないはずであり、近隣住民の証言は不自然であり、信用できない。

(8) 判例及び裁判例において、「生活の本拠」を判断する要素については様々なものが挙げられているが、「生計を一にする配偶者」や「資産」その他の要素により、「全生活の中心」といえる場所が「生活の本拠」とされている。「生計を一にする配偶者」の「生活の本拠」は高島町宅であり、当選人の主な資産としての土地や建物は高島町に存在するといえる。

### 4 審査の申立てに関する当選人の意見

審査の申立てに関する当選人の意見を要約すれば、次のとおりである。

(1) 当選人は、南陽市職員労働組合の執行委員長として8年間活動してきたことを活かし、組合員の労働条件の改善と平和と民主主義を守っていきたいと思い立候補を決意した。

(2) 本件選挙への立候補に当たっては、南陽市に住所を移す必要があり、実母が住み、実家でもある南陽市宅に住所を移し生活の拠点とすることが至極当然だと思った。

(3) 令和元年10月に当選人の長男が結婚式を挙げた後、本件選挙に立候補する意思を当選人の妻に告げた。反対されたが納得させた。

(4) 南陽市宅へは、令和元年11月21日に住民票を移し、同年11月24日から住み始めた。

- (5) 南陽市役所を退職する令和2年1月末までは、午前7時50分頃に南陽市宅を出て、所要時間20分程度で勤務先に到着し、始業時間である午前8時30分には十分間に合い、昼食は当選人の母が作ったおにぎりを食べた。時間外勤務はほとんどなく、定時で帰ることが多かったが、令和2年1月は会合が多くあり帰宅は遅かった。
  - (6) 令和元年12月中旬に、南陽市宅近隣の約20軒に挨拶まわりをした。
  - (7) 南陽市宅での就寝時間は、令和元年12月から令和2年1月までの間は、午後8時から午後9時頃で、令和2年2月から同年3月までの間は、午後9時や午後10時のときもあったが、遅くても午後11時頃だった。
  - (8) 寝室は当初2階の和室（6帖）を使用していたが、石油ファンヒーターを使用するには狭く、セラミックヒーターを購入して使用したが部屋が暖まらないため、2階の洋室（10帖）を使用し、石油ファンヒーターを暖房として使用した。
  - (9) 南陽市宅では毎日入浴した。
  - (10) 南陽市役所を退職後の令和2年2月からは午前8時40分頃に南陽市宅を出て、南陽市内に開設した後援会事務所に午前9時頃に到着し、後援会活動を行った。
  - (11) 令和2年2月以降、昼食は外食が多くなったが、時々高島町宅で取ることもあった。
  - (12) 当選人の妻は、家庭の事情もあり、南陽市宅と一緒に住むことは初めから考えになかった。
  - (13) 当選人の義母（当選人の妻の実母）が高島町内に一人暮らしをしており、数年前からデイスサービス等の介護保険サービスを利用している。そのため、何かあれば当選人の妻が駆け付けなければならないことも当選人の妻が南陽市宅に同居できない理由である。
  - (14) 当選人の妻は、畑作業が趣味であり、朝早くから作業をする必要があることや当選人の長女や長男が時々高島町宅に帰ってくるため、高島町宅を空けるわけにはいかない。
  - (15) 当選人がときどき高島町宅に居るのは、当選人の母の炊事の負担軽減、高島町宅にある薪ストーブ用の薪の運搬及び重い物の買い物があるためである。
- 5 当委員会の判断の基礎となる書類等の概要
- (1) 当選人及び当選人の長男の住民票の記載内容  
当選人は、令和元年11月21日を転入日として高島町宅から南陽市宅に転入した旨を同日付けで南陽市長に届け出ており、その後、令和2年3月22日までの間に、南陽市内での転居又は南陽市外への転出の届出はない。  
当選人の長男は、令和元年10月25日を転入日として高島町宅から南陽市内に転入した旨を同日付けで南陽市長に届け出ており、その後、令和2年3月22日までの間に、南陽市内での転居又は南陽市外への転出の届出はない。
  - (2) 当選人及びその家族の状況  
当選人は、昭和34年に出生し、昭和57年に当選人の妻の両親と養子縁組し当選人の妻と結婚した。当選人には、実の兄弟が1人（実弟）いたが、平成18年に死亡しており、実弟には子はいない。また、当選人の父は平成24年に死亡している。
  - (3) 当選人の生活実態に関する証言等の内容  
市委員会から提出された書類等及び当委員会が当選人に行った質問等から、以下の証言等が得られている。  
イ 南陽市職員であった当選人は、従前、高島町宅で妻及び長男と同居していたが、長男は結婚により南陽市内のアパートへ転出し、当選人は令和元年11月21日に単身で南陽市宅に転入した旨の届出をし、同年11月24日から南陽市宅に居住した。  
ロ 南陽市宅は、当選人の実家であり、従前、当選人の実母が単身で居住しており、当選人が転入後は2人で生活している。  
ハ 当選人は、南陽市宅で使用するために、LEDスタンド及びセラミックヒーターを令和元年12月4日に、電気温風器を同年12月24日に、机及び椅子を令和2年1月3日に購入した。  
ニ 南陽市宅の暖房使用状況は、当選人の寝室では石油ファンヒーターを、当選人の母の寝室ではハロゲンヒーターを、居間では石油ファンヒーターを、トイレではセンサー付きの電気温風器を使用していた。1月初旬に居間の石油ファンヒーターが故障したため、新たにFF式ファンヒーターを購入し使用した。当選人が当初寝室で使用していたセラミックヒーターは暖かくならず役に立たなかつたので脱衣所で使用した。  
ホ 令和元年11月24日以降、当選人は勤務先の南陽市役所水道庁舎まで南陽市宅を午前7時50分頃に出発し、勤務終了後は南陽市宅へ帰宅しているが、概ね週末に高島町宅へ帰宅し2日程度宿泊することもある生活を続け、令和2年1月末で南陽市役所を退職した。その間の食事は、南陽市宅においては朝食と夕食は当選人の実母が作ったものを一緒に食べ、昼食は当選人の実母が作ったおにぎりを勤務先で食べ、高島町宅においては、当選人の妻が作ったものを食べた。

へ 南陽市役所を退職後は、南陽市長岡地内に立ち上げた後援会事務所まで南陽市宅を午前8時40分頃に出発し、南陽市宅に帰宅しているが、令和2年2月中は週に1回程度高島町宅へ帰宅し2日程度宿泊することもあったが、同年3月になってからは高島町宅に宿泊したのは1日のみであった。その間の食事は、南陽市宅においては朝食と夕食は当選人の実母が作ったものを一緒に食べ、高島町宅においては当選人の妻が作ったものを食べた。昼食については2月中旬までは高島町宅で取り、それ以降は後援会事務所付近の食堂等での外食となった。

ト 本件期間において当選人が宿泊した場所及び日数は次のとおりである。

宿泊場所	令和元年12月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	合計
南陽市宅	8日	23日	21日	21日	73日
高島町宅	2日	8日	7日	1日	18日
その他	—	—	1日	—	1日
計	10日	31日	29日	22日	92日

チ 入浴及び洗濯については、寝泊りするところで済ませた。

リ 当選人は、飲酒の機会があった際には運転代行を利用しており、代行業者の業務日報及び利用明細によると、令和元年12月22日から令和2年3月22日までの間は、南陽市宅へは7回、高島町宅へは5回の計12回使用している。令和2年1月は、飲酒の機会が多く計8回運転代行を利用している。

ヌ 高島町宅で使用する暖房は薪ストーブと石油ストーブであり、石油ストーブに使用する灯油は、山形おきたま農業協同組合から200入りのポリタンクで購入し、支払いは当選人の母名義の口座払いとなっている。

ル 高島町宅に設置している太陽光発電設備で発電する電力については、東北電力と余剰電力受給契約を取り交わしている。

ヲ 当選人は、自動車をセダントタイプの乗用車と軽トラックの2台所有しており、2台とも亡くなった当選人の父が所有していた物を受け継いだものである。また、当選人の母は車の運転ができず、当選人の妻は車の運転ができるが、当選人が所有するセダントタイプの乗用車しか運転しない。

ワ 自動車のガソリンについては、南陽市職員であった令和2年1月末までは山形おきたま農業協同組合で給油し、支払いは当選人の母名義の口座払いとしていた。南陽市職員を退職後は、別のガソリンスタンドで給油した。

カ 当選人は、郵便局に転居届を提出しておらず、南陽市宅及び高島町宅の両方に郵便物が届いている。

コ 当選人は、令和2年の年賀状を南陽市宅の住所を記載して出している。

(4) 市委員会及び当選人から提出された書類等に基づく南陽市宅の光熱水費の状況等

イ 南陽市宅における電気の使用の契約者は、当選人の実母となっており、その使用状況は次のとおりである。

使用期間	使用量 (kwh)
平成30年5月22日～同年6月19日	136
平成30年6月20日～同年7月22日	172
平成30年7月23日～同年8月20日	151
平成30年8月21日～同年9月18日	144
平成30年9月19日～同年10月21日	157
平成30年10月22日～同年11月19日	147
平成30年11月20日～同年12月18日	231
平成30年12月19日～平成31年1月22日	415
平成31年1月23日～同年2月19日	320
平成31年2月20日～同年3月19日	160
平成31年3月20日～同年4月17日	132
平成31年4月18日～令和元年5月21日	167
令和元年5月22日～同年6月19日	134
令和元年6月20日～同年7月21日	156
令和元年7月22日～同年8月21日	168
令和元年8月22日～同年9月19日	144
令和元年9月20日～同年10月22日	153

令和元年10月23日～同年11月20日	144
令和元年11月21日～同年12月18日	222
令和元年12月19日～令和2年1月21日	383
令和2年1月22日～同年2月18日	390
令和2年2月19日～同年3月18日	319
令和2年3月19日～同年4月20日	268
令和2年4月21日～同年5月20日	225

ロ 南陽市宅における水道の使用の契約者は、当選人の実母となっており、その使用状況は次のとおりである。

使用期間	使用水量（m <sup>3</sup> ）	備考
平成30年9月23日～同年10月24日	21	
平成30年10月24日～同年11月25日	5	
平成30年11月25日～同年12月22日	5	未検針
平成30年12月22日～平成31年1月22日	5	未検針
平成31年1月22日～同年2月22日	5	未検針
平成31年2月22日～同年3月22日	5	未検針
平成31年3月22日～同年4月19日	12	精算
平成31年4月19日～令和元年5月22日	10	
令和元年5月22日～同年6月22日	6	
令和元年6月22日～同年7月23日	6	
令和元年7月23日～同年8月22日	7	
令和元年8月22日～同年9月22日	7	
令和元年9月22日～同年10月24日	7	
令和元年10月24日～同年11月23日	7	
令和元年11月23日～同年12月22日	7	未検針
令和元年12月22日～令和2年1月22日	7	未検針
令和2年1月22日～同年2月22日	7	未検針
令和2年2月22日～同年3月22日	7	未検針
令和2年3月22日～同年4月21日	28	精算
令和2年4月21日～同年5月22日	13	

ハ 南陽市宅におけるガスの使用の契約者は、当選人の実母となっており、その使用状況は次のとおりである。

使用月	検針日	使用量（m <sup>3</sup> ）
平成30年10月	不明	1.2
平成30年11月	不明	1.2
平成30年12月	不明	0.9
平成31年1月	1月7日	0.9
平成31年2月	2月4日	0.7
平成31年3月	3月2日	0.6
平成31年4月	4月3日	0.8
令和元年5月	5月7日	1.0
令和元年6月	6月3日	1.4
令和元年7月	7月4日	1.3
令和元年8月	8月2日	1.2
令和元年9月	9月3日	1.3
令和元年10月	10月3日	1.2
令和元年11月	11月5日	1.1
令和元年12月	12月4日	0.8
令和2年1月	1月6日	1.0

令和2年2月	2月4日	1.1
令和2年3月	3月2日	1.0
令和2年4月	4月3日	1.1

ニ 南陽市宅における灯油については、当選人の実母の名義で山形おきたま農業協同組合から購入しており、その購入状況は次のとおりである。

取引年月日	数量（ℓ）
平成29年12月7日	161.5
平成29年12月24日	20
平成30年2月12日	20
平成30年2月24日	20
平成30年3月6日	20
平成30年3月20日	253
平成30年11月15日	20
平成30年12月6日	164.3
平成30年12月10日	20
平成30年12月21日	20
平成30年12月30日	20
平成31年1月25日	20
平成31年2月14日	20
平成31年3月2日	20
平成31年3月14日	20
平成31年3月18日	238.6
平成31年4月2日	20
令和元年11月10日	20
令和元年11月28日	40
令和元年12月11日	201
令和元年12月31日	20
令和2年1月5日	20
令和2年2月21日	348

ホ 南陽市宅における食材等については、当選人の実母の名義で生活協同組合から購入しており、その購入状況は次のとおりである。

配 達 日	購入金額 （円）	【参考】内食品・調味料・ 飲料購入金額（円）
令和元年9月3日	6,148	3,856
令和元年9月10日	2,214	2,060
令和元年9月17日	2,460	2,306
令和元年9月24日	2,439	2,286
令和元年10月1日	3,137	2,981
令和元年10月8日	1,893	1,737
令和元年10月15日	2,254	2,098
令和元年10月22日	3,041	2,093
令和元年10月29日	2,535	2,379
令和元年11月5日	2,818	2,662
令和元年11月12日	3,727	3,571
令和元年11月19日	2,295	2,139
令和元年11月26日	2,657	2,501
令和元年12月3日	2,505	2,349

令和元年12月10日	3,604	3,448
令和元年12月17日	3,167	3,011
令和元年12月24日	3,020	2,864
令和元年12月30日	4,333	4,177
令和2年1月7日	3,952	3,479
令和2年1月14日	3,849	3,693
令和2年1月21日	2,866	2,710
令和2年1月28日	2,880	2,724
令和2年2月4日	2,976	2,820
令和2年2月11日	3,033	2,877
令和2年2月18日	6,708	3,406
令和2年2月25日	3,200	3,044
令和2年3月3日	3,192	3,036
令和2年3月10日	5,130	4,974
令和2年3月17日	4,575	4,419
令和2年3月24日	3,171	3,015
令和2年3月31日	2,967	2,811

## (5) 市委員会及び当選人から提出された書類等に基づく高島町宅の光熱水費の状況等

イ 高島町宅における電気の使用の契約者は、当選人となっており、その使用状況は次のとおりである。

使用期間	使用量 (kwh)		
	昼間	夜間	合計
平成30年4月24日～同年5月24日	132	208	340
平成30年5月25日～同年6月22日	98	150	248
平成30年6月23日～同年7月25日	104	141	245
平成30年7月26日～同年8月23日	99	120	219
平成30年8月24日～同年9月21日	120	135	255
平成30年9月22日～同年10月24日	166	200	366
平成30年10月25日～同年11月22日	164	255	419
平成30年11月23日～同年12月21日	230	310	540
平成30年12月22日～平成31年1月25日	309	439	748
平成31年1月26日～同年2月22日	182	379	561
平成31年2月23日～同年3月25日	171	367	538
平成31年3月26日～同年4月22日	144	297	441
平成31年4月23日～令和元年5月24日	119	218	337
令和元年5月25日～同年6月24日	108	154	262
令和元年6月25日～同年7月24日	103	135	238
令和元年7月25日～同年8月26日	116	142	258
令和元年8月27日～同年9月24日	114	130	244
令和元年9月25日～同年10月25日	152	176	328
令和元年10月26日～同年11月25日	198	252	450
令和元年11月26日～同年12月23日	166	252	418
令和元年12月24日～令和2年1月24日	237	322	559
令和2年1月25日～同年2月21日	140	276	416
令和2年2月22日～同年3月24日	135	280	415
令和2年3月25日～同年4月23日	130	241	371

ロ 高島町宅における水道の使用の契約者は、当選人となっており、その使用状況は次のとおりである。

検針年月日	水道指針	検針水量（m <sup>3</sup> ）	備考
平成30年10月1日	493	22	
平成30年11月2日	519	26	
平成30年12月1日	541	22	
平成31年1月1日	541	22	未検針
平成31年2月1日	541	22	未検針
平成31年3月1日	541	22	未検針
平成31年4月1日	623	16	精 算
令和元年5月1日	644	21	
令和元年6月3日	669	25	
令和元年7月1日	689	20	
令和元年8月3日	717	28	
令和元年9月2日	744	27	
令和元年10月1日	769	25	
令和元年11月2日	793	24	
令和元年12月2日	815	22	
令和2年1月1日	815	22	未検針
令和2年2月1日	815	22	未検針
令和2年3月1日	815	22	未検針
令和2年4月1日	875	-6	精 算
令和2年5月1日	894	19	

ハ 高島町宅における食材等については、当選人の妻の名義で生活協同組合から購入しており、その購入状況は次のとおりである。

配 達 日	購入金額 （円）	【参考】内食品・調味料・ 飲料購入金額（円）
令和元年9月6日	8,971	3,866
令和元年9月13日	3,314	1,036
令和元年9月20日	5,915	2,499
令和元年9月27日	5,336	1,908
令和元年10月4日	8,791	7,191
令和元年10月11日	8,797	2,707
令和元年10月18日	10,188	6,140
令和元年10月25日	1,964	1,614
令和元年11月1日	4,202	3,380
令和元年11月8日	8,014	1,898
令和元年11月15日	6,918	3,233
令和元年11月22日	4,273	560
令和元年11月29日	6,182	4,149
令和元年12月6日	19,477	12,797
令和元年12月13日	10,996	3,032
令和元年12月20日	6,284	1,563
令和元年12月27日	32,372	5,132
令和2年1月10日	3,404	3,404
令和2年1月17日	4,530	767
令和2年1月24日	20,550	4,774
令和2年1月29日	20,263	9,921
令和2年2月5日	6,894	1,195

令和2年2月12日	2,533	1,719
令和2年2月19日	9,697	4,833
令和2年2月26日	8,876	4,430
令和2年3月4日	6,755	1,067
令和2年3月11日	26,463	4,545
令和2年3月18日	3,757	985
令和2年3月25日	5,861	2,460
令和2年4月1日	7,572	1,651

## (6) 申立人及び市委員会から提出された南陽市宅の近隣住民等の証言内容

## イ 申立人が聴取した南陽市宅の近隣住民の証言内容

申立人は、南陽市宅の隣人から証言を聴取しており、「3月以前に見かけたことはない」、「この問題が起きてから見かけるようになった」との証言を得ている。

## ロ 申立人が聴取した中川地区子ども見守り隊の方の証言内容

申立人は、南陽市宅がある中川地区子ども見守り隊の方から証言を聴取しており、「頻繁ではないが何度か見かけた」、「時期ははっきり覚えていないが冬頃だったと思う」、「南陽市の選管から事情を聴かれたことはない」との証言を得ている。

## ハ 市委員会が聴取した南陽市宅の近隣住民等の証言内容

市委員会は、近隣住民宅等13軒の訪問等を行ったところ、4軒が留守又は空き家であり、計10人から証言を聴取しており、2人から家にいたかどうか「わからない」との証言を、6人から令和元年11月下旬から12月上旬以降、当選人を見かけ又は会話をした旨の証言を得ている。なお、上記6人中、南陽市宅の道路を挟んだ南側2軒からは、朝駐車場に車が停めてあるとの証言を、内1軒からは、2階の電気が付くようになった旨の証言を得ている。

## ニ 市委員会が聴取した中川地区子ども見守り隊の方の証言内容

市委員会は、南陽市宅がある中川地区子ども見守り隊の方から証言を聴取しており、令和元年11月下旬頃から出勤する当選人をほぼ毎日のように見かけたとの証言を得ている。

## ホ 市委員会が聴取した南陽市宅への乳製品配達員の証言内容

市委員会は、南陽市宅へ毎週火曜日と金曜日早朝にヨーグルトを配達している配達員から証言を聴取しており、令和元年12月頃から配達時に、南陽市宅のカーポートにセダントタイプの乗用車が駐車しており、1階と2階の部屋の常夜灯が付いていることや2月頃に当選人を南陽市宅の敷地内で見かけた旨の証言を得ている。

## (7) 申立人及び市委員会から提出された高畠町宅の近隣住民等の証言内容

## イ 申立人が聴取した高畠町宅の近隣住民等の証言内容

申立人は、近隣住民宅8軒の訪問を行い、1軒から証言を聴取しており、「この辺りの家はお互いに近所付き合いがほとんどないので、当選人が普段いるかいないか分からない」との証言を得ている。

## ロ 市委員会が聴取した高畠町宅の近隣住民等の証言内容

市委員会は、近隣住民宅7軒の訪問を行い、7軒から証言を聴取しており、全員から当選人が令和元年12月22日から令和2年3月22日までの間、高畠町宅に継続して住んでいたかは分からない旨の証言を得ている。また、1軒からは「畑仕事をしている姿や薪を運ぶ姿を時々目にしていたので、住んでいないとは思わなかった」との証言を、3軒からは当選人の車がないことから離婚したのかと疑ったこともあった旨の証言を得ている。

## (8) 南陽市宅付近の市道小岩沢川樋線の検証

当委員会は、中川地区子ども見守り隊の方が通勤する当選人を見かけたとされる市道小岩沢川樋線を当該子ども見守り隊の方の立会いのもと検証し、次のことを確認した。

イ 当選人が通勤に使用していた市道小岩沢川樋線から県道南陽川西線に出る交差点には、押しボタン式の信号機があるとともに、市道小岩沢川樋線側に一時停止の標識がある。

ロ 当該子ども見守り隊の方から、ほぼ毎日、押しボタン式信号機付近で児童が通学時に道路を横断するのを見守っている旨の説明があった。

ハ 当該子ども見守り隊の方から、南陽市小岩沢地区に40年以上居住しており、当選人のことは、以前に当選人が南陽市宅に住んでいたころから知っている旨の説明があった。

- ニ 当該子ども見守り隊の方から、当選人が南陽市宅の田んぼや畑の作業手伝いに来ていたのを見かけており、最近の当選人の顔も分かる旨の説明があった。
- ホ 当該子ども見守り隊の方から、当選人が運転していた車は、軽トラック又は白に近い色をした乗用車であった旨の説明があった。
- ヘ 当該子ども見守り隊の方から、令和元年12月上旬頃から、押しボタン式信号機付近で児童の通学を見守っている際、当選人が自動車を運転し、市道小岩沢川樋線側で一時停止するところを見かけ、会釈をしていた旨の説明があった。
- ト 当該子ども見守り隊の方から、市委員会及び申立人から証言を求められており、どちらにも上記内容と同じことを証言した旨の説明があった。
- チ 当該子ども見守り隊の方から、小学校が新型コロナウイルス感染対策のため休校となったこと等があるため、当選人をいつごろから見かけなくなったかは分からない旨の説明があった。

#### (9) 南陽市宅の検証

当委員会は、南陽市宅を当選人及び当選人の母の立会いのもと検証し、次のことを確認した。

- イ 南陽市宅は2階建ての住宅であり、敷地内には別棟で倉庫があり、軽トラック1台と白っぽい乗用車1台が停めてあった。
- ロ 1階には居間、台所、和室、仏間、洗面室、トイレ及び浴室があり、2階には洋室と和室がある。当選人から、1階の和室を当選人の母が寝室として使用し、2階の洋室を当選人が使用している旨の説明があった。
- ハ 当選人が使用する洋室には、机、椅子、リクライニングチェア、本棚、タンス、ハンガーラック、LEDスタンド、エアコン、パーソナルコンピューター、プリンタ、ドライヤーなどの家財道具があり、ベランダには洗濯物の物干場がある。当選人から、エアコンは令和2年の夏に向けて新しく設置したものである旨の説明があった。
- ニ 1階の居間には、テレビ、電気ポット、FF式ファンヒーター等の電化製品があった。当選人から、冬期間にはこたつを設置し、ファンヒーターから省エネダクトで温風をこたつ内に入れていた旨の説明があった。
- ホ 当選人から、倉庫には除雪機がある他、収穫した野菜等を保管している旨の説明があった。
- ヘ 当選人の母から、当選人の実弟が亡くなり、家を継ぐ者がいなくなったことを嘆いていたが、当選人が南陽市宅に住むことになり、驚くとともに安心した旨の説明があった。
- ト 当選人の母から、当選人が南陽市宅にいる時は、当選人の食事3食を作っており、肉は控えめに、魚を主とするようにしている旨の説明があった。
- チ 当選人の母から、食材については、米と野菜は自家栽培したものを主に使用し、それ以外の食材を宅配で購入することが多く、足りない物があれば別途スーパーなどで購入している旨の説明があった。また、当選人が南陽市宅に住むようになってからは、購入する食材も多くなった旨の説明があった。
- リ 当選人から、南陽市宅では米を栽培しており、作業のほとんどを当選人が行っている旨の説明があった。
- ヌ 当選人から、南陽市宅で収穫した米は、南陽市宅、高島町宅、当選人の長女世帯及び当選人の長男世帯の4世帯で消費している旨の説明があった。
- ル 当選人の母から、調理にはガスコンロを使用しているが、冬期間は台所で使用している反射式石油ストーブも調理に使用している旨の説明があった。
- ヲ 当選人の母から、冬期間寝室では、ハロゲンヒーター及び電気毛布で暖を取っており、令和元年度の冬は例年に比べ暖かったため、ハロゲンヒーターの使用は少なく、電気毛布で足りることが多かった旨の説明があった。
- ワ 当選人の母から、本件期間中南陽市宅の生活費で当選人の母が負担していたものは、電気代、水道代、灯油代、宅配での購入代、新聞代、ヨーグルト代等であるが、金銭面での不足等はない旨の説明があった。
- カ 当選人の母から、当選人の父が死亡後、預貯金等の金銭については当選人の母の名義に変更したが、土地建物等の相続の手続きはしていない旨の説明があった。
- ヨ 当選人から、当選人の父が所有していた乗用車及び軽トラックを当選人の名義にした旨の説明があった。

#### (10) 高島町宅の検証

当委員会は、高島町宅を当選人及び当選人の妻の立会いのもと検証し、次のことを確認した。

- イ 高島町宅は2階建ての住宅であり、敷地内には家庭菜園があり、南陽市宅の検証時と同じ白っぽい乗用車1台が停めてあった。
- ロ 1階には、居間、台所、納戸、洗面室、トイレ及び浴室があり、居間には薪ストーブが設置してあり吹き抜けとなっている。2階は間取り図で確認し、子ども部屋、居間及び和室がある旨の説明があった。

- ハ 1階の居間には、サーキュレーター、オーディオ機器等の電化製品がある。当選人の妻から、冬期間の暖房は薪ストーブを使用するが、暖気が上昇し1階の居間は寒いと、朝は石油ストーブを使用している旨の説明があった。
- ニ 当選人の妻から、当選人の長男が高島町宅に居住していた当時、当選人の長男は、帰宅時間が午後10時から午後11時となることが多く、結婚をする前の令和元年9月から10月は、週末には結婚式の打合せ等で県外へ行くことが多かった旨の説明があった。
- ホ 当選人の妻から、食材について、野菜は家庭菜園で作っている物で自給できるので、それ以外の食材や調味料を宅配で購入しているが、当選人の長男と当選人が高島町宅から転出した後の食材や調味料の購入量に大きな変化はなく、卵の購入量が減った程度である旨の説明があった。
- ヘ 当選人の妻から、東京都内に居住している当選人の長女へ毎週煮物類を作って送っており、南陽市内に居住している当選人の長男も週に1回程度煮物類をもらいに来ている旨の説明があった。
- ト 当選人の妻から、当選人が令和2年2月頃に昼食を食べに高島町宅に来た際には、事前の連絡がない場合は昼食を用意できなかったため、当選人が弁当を購入してきた旨の説明があった。
- チ 当選人の妻から、調理にはIHクッキングヒーターを使用し、冬期間薪ストーブを調理に使用することはあまりない旨の説明があった。
- リ 当選人から、高島町宅には太陽光発電用の家庭用蓄電池は設置していない旨の説明があった。
- ヌ 当選人の妻から、当選人の妻は以前から無耕うん、無農薬での菜園を作る等好きなことをして暮らすことを希望しており、当選人の長男が結婚しひと段落したことから、高島町宅で以前から希望していた生活を実現させたい旨の説明があった。
- ル 当選人の妻から、当選人の妻は高島町宅のローンを払い終えるまでは高島町内でピアノ講師をしていたが、ローン完済後はピアノ講師を辞めた旨の説明があった。
- ヲ 当選人の妻から、自動車の運転はできるが、当選人の乗用車（AT）のみ運転し、軽トラック（MT）は運転しない旨の説明があった。
- ワ 当選人の妻から、当選人が自動車で運搬する重い物の買い物は、灯油や飲料等である旨の説明があった。
- カ 当選人の妻から、令和2年3月15日から同年3月21日までの間、昼食にあわせ、当選人の選挙事務所へ毎日おにぎりやサンドウィッチ等を届けに行った旨の説明があった。
- ヨ 当選人の妻から、高島町宅の近隣住民との付き合いは少なく、当選人が本件選挙に立候補することを話していない旨の説明があった。

## 6 当委員会の判断

当委員会は、上記判断の基礎となる書類等に基づき、本件期間における当選人の生活の実態を推認のうえ、当選人の住所について判断する。

### (1) 南陽市宅について

#### イ 電気使用量について

南陽市宅における1日平均の電気使用量は、令和2年1月分は11.26kwh、同年2月分は13.93kwh、同年3月分は11.00kwh、同年4月分は8.12kwhであり、それぞれ前年同期との差は、-0.59kwh、+2.50kwh、+5.29kwh、+3.57kwhであり、2月分からは電気使用量が増えているが、1月分の電気使用量は横ばいである。

暖房の使用状況について、冬期間当選人の母が寝室で使用している暖房はハロゲンヒーターと電気毛布であり、令和元年度の冬期間は例年に比べ暖かくハロゲンヒーターの使用が少なかった旨の説明を得ていることから、令和元年度の冬期間に当選人の母が使用した電気量は例年に比べ少なかったことが推認できる。また、当選人から令和元年12月に購入したセラミックヒーターと電気温風器はそれぞれ脱衣所とトイレで一時的に使用しており、本件期間中当選人は寝室で石油ファンヒーターを使用し、令和2年1月までは午後8時から午後9時頃に就寝していた旨の証言があった。

経済産業省資源エネルギー庁が実施している電力調査統計によると、山形県内の1月の低圧契約（50kwh未満）電力需要は、2018年度が377,683mwh、2019年度が333,460mwhとなっており、2019年度の電力需要は前年度と比較し、11%強の減少となっている。同様に2019年度の2月及び3月の電力需要を2018年度と比較すると、2月分は9%強の減少、3月分は4%強の増加となっている。

さらに、冬期間の電気使用量については、各家庭の生活スタイルや暖房に使用する機器により異なることから、光熱費を合算した金額（電気代、ガス代及び他の光熱）を、総務省統計局が実施している家計調査で光熱費の月別の支出額が分かる「二人以上の世帯」の統計から1月に使用した光熱分を支払うこととなる

2月の支出額を確認したところ、東北では2019年2月の支出額が32,479円で当時の消費税率8%分を控除し30,073円、2020年2月の支出額が29,118円で消費税率10%分を控除し26,471円となり、山形県内で唯一統計がある山形市では2019年2月の支出額が35,098円で当時の消費税率8%分を控除し32,498円、2020年2月の支出額が31,522円で消費税率10%分を控除し28,656円となり、どちらも前年と比較し11%強の減少となっている。同様に2020年3月及び4月の支出額を2019年と比較すると、3月分は東北が4%強の減少、山形市が1%強の減少、4月分は東北が5%強の増加、山形市が2%強の増加となっている。

以上のことから、令和2年1月の傾向として、電力を含めた光熱に係るエネルギーの使用量は前年と比較すると減少していることも考慮する必要がある。

#### ロ 水道使用量について

申立人が平均的な水道使用量の根拠としている文献（福代和宏「ライフスタイル別エネルギー・水消費量の推定」『空気調和・衛生工学会大会学術講演論文集（2004.9.8～10（名古屋））P.237-240』）（以下、「水消費量推定文献」という。）では、全国規模の水道使用量の推計を試みており、その算出には総務省統計局が平成14年に実施した「小売物価統計調査第1表『調査品目の月別価および年平均価格【県庁所在市及び人口15万以上の市】』」に記載されている全国71都市の上下水道料金に基づいて、上下水道料金の全国平均モデルを作成し、「平成14年家計調査年報の上下水道料に」前述の全国平均モデルの数式を適用し、使用水量を推定している。

南陽市の人口は、平成27年国勢調査（確定値）で32,285人であり、また、当選人が南陽市宅に転入する前、一人暮らしの当選人の母は2日に1度入浴していたという証言があるなど各家庭で水道の使用状況は異なることから、申立人が平均的な水道使用量の根拠としている水消費量推定文献の水道使用量をそのまま適用するのは適当でないと判断した。

水道使用量については、冬期間の未検針期間があるが、当選人が南陽市宅に転入する前である令和元年10月24日から同年11月23日までの水道使用量が7㎡であり、月別の検針を再開した令和2年4月21日から同年5月22日までの水道使用量が13㎡であることから、未検針期間の令和元年11月23日から令和2年4月21日までの月平均の水道使用量11.2㎡は、当選人が南陽市宅に宿泊したとする日数に照らし不自然ではない。

#### ハ ガス及び灯油使用量について

本件期間におけるガス使用量は前年と比較し若干の増にとどまっている。一方、南陽市宅のホームタンク用に購入した灯油は、平成30年度に402.9ℓ、令和元年度に549ℓ購入しており、146.1ℓ増加している。

南陽市宅では、ガスはガスコンロでのみ使用しており、給湯は灯油ボイラーを使用している。冬期間は調理にガスコンロの他に反射式石油ストーブも利用しているとの証言もある。

#### ニ 宅配での食品等購入について

南陽市宅での宅配による食品等の購入については、令和元年11月以降購入金額が増加しており、検証時の当選人の母からの説明も同じ趣旨であった。

#### ホ 近隣住民等の証言について

申立人が証言を得た近隣住民1人からは、市委員会も当選人が南陽市宅に住んでいたかは「わからない」との証言を得ており、どちらも居住しているか分からない点において同じ趣旨であった。このことから、市委員会が証言を得た南陽市宅の道路を挟んだ南側2軒からの証言及び乳製品配達員の証言は、信用するに足りると判断した。また、市委員会が証言を得た中川地区子ども見守り隊の方から当委員会が行った検証時に、申立人へも証言をしている旨の説明があったことから、当委員会が検証時に説明を受けた内容を信用に足りると判断した。

#### ヘ 運転代行の利用について

当選人の運転代行の利用状況から、本件期間中月曜日から木曜日までの間に利用した回数は8回あり、うち南陽市宅に帰宅しているのは7回であることから、平日は南陽市宅に帰宅することが多かったものと認められる。

#### ト 資産及び家族関係について

南陽市宅は当選人が従前生活していた実家であり、家を継ぐ予定だった当選人の弟や当選人の父が生活していたこともあり、生活に必要な家財のほとんどは新たに購入する必要がなく、衣類やパーソナルコンピュータ等を高島町宅から持参し、足りない机や椅子等を購入している。

また、当選人の父及び弟が死亡したことにより、将来的に南陽市宅の資産すべてを継ぐことが予定されており、土地建物の登記手続きはまだ行っていないが、当選人の母と2分の1ずつ相続している。

## (2) 高島町宅について

## イ 電気使用量について

高島町宅では太陽光発電による余剰電力の売電を行っているため、日照の影響が少ない夜間の電力使用量で比較することとした。

高島町宅における一日平均の夜間の電気使用量は、令和元年11月分は8.13kwh、同年12月分は9.00kwh、令和2年1月分は10.06kwh、同年2月分は9.86kwh、同年3月分は8.75kwhであり、それぞれ前年同期との差は、-0.66kwh、-1.69kwh、-2.48kwh、-3.68kwh、-3.09kwhであり、当選人の長男が結婚により南陽市内に転出し高島町宅に当選人と当選人の妻が居住していた令和元年11月分は前年比で若干の減少となっており、当選人が南陽市宅に移転したとされる令和元年11月24日以後は更に減少している。

## ロ 水道使用量について

前記のとおり、水消費量推定文献の水道使用量をそのまま高島町宅の水道使用量に適用するのは適当でないと判断した。

高島町宅における水道使用量は、当選人の長男が結婚により南陽市内に転出する前の令和元年10月1日検針で25<sup>m</sup>、当選人の長男が結婚により南陽市内に転出直後の令和元年11月2日検針で24<sup>m</sup>、当選人が南陽市宅に転出直後の令和元年12月2日検針で22<sup>m</sup>と徐々に使用量が減少している。また、月別の検針を再開した令和2年5月1日検針で19<sup>m</sup>であることから、未検針期間の令和元年12月3日から令和2年4月1日までの月平均使用量15<sup>m</sup>は、当選人が高島町宅に宿泊したとする日数に照らし不自然ではない。

## ハ 宅配での食品等購入について

高島町宅での宅配による食品等の購入については、令和元年10月以降購入金額に大きな変化はないが、卵の購入頻度が少なくなっているなど、検証時の当選人の妻の説明も同じ趣旨であった。

## ニ 近隣住民等の証言について

申立人が証言を得た近隣住民1人からは、市委員会も当選人が高島町宅に住んでいたかは「わからない」との証言を得ており、一致している。このため、市委員会が近隣の3軒から得た証言から、当選人の自動車がないことに近隣住民が気付くこともあったと判断した。

## ホ 家族関係について

当選人の妻は、長年の夢であった家庭菜園等の好きなことをしながら高島町宅で暮らし続けることを強く希望している。また、南陽市議会議員となることを決意した当選人は、南陽市内へ当選人の妻と移転することを考えていなかった。

## (3) まとめ

イ 電気、水道、ガス及び灯油の使用状況、市委員会及び当選人から提出された証拠書類並びに近隣住民等の証言等に基づき、当選人の生活を推認するに、本件期間中の当選人の生活の本拠は南陽市宅であると認められる。

ロ 当選人の妻が高島町宅に居住し続けるのは、家庭の事情と当選人の妻の強い希望があるからであり、これらのことを考慮すべきと判断した。また、当選人の妻は無職であることから、高島町宅での生活費を配偶者であり収入があった当選人が負担することに不自然な点はなく、生活費を負担していたことで当選人の生活の本拠と認めることは適当でない。

ハ 申立人は、高島町宅の外観から、夫婦で暮らす「終の棲家」として建てられたものであることから高島町宅が生活の本拠であると主張するが、高島町宅の建築後に当選人の弟と父が死亡し、南陽市宅の資産の半分を相続している現在とでは状況が異なるため、高島町宅を所有していることで当選人の生活の本拠と認めることは適当でない。

ニ 申立人は、市委員会における本件異議申出の審理の際、当選人の退職後のATM利用場所の特定と銀行口座の住所変更の有無、運転免許証の住所変更手続き及び車庫証明の取得申請の有無、郵便局への住所変更届の有無、携帯電話の住所変更手続きの有無等について調査を求めたが、調査は行われなかったとしているが、異議申出の審理手続きにおいて申出人の求めに応じて市委員会が調査をしなければならないとする規定はなく、また、当該調査をしなかったことにより当選人の住所認定ができなかったものとは認められない。

ホ 当委員会が審理をする過程で、本件期間中の当選人の生活の本拠が南陽市宅以外にあると認められる客観的な証拠は認められなかった。

以上のとおり、申立人の主張には理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり

り裁決する。

令和2年8月20日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。